

令和3年途中で開業した場合の減収率の計算方法

令和3年8月5日に開業した場合

単位：万円

令和3年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
—	—	—	—	—	—	—	28	20	20	20	30

平均月収：22万5千円

※開業日が2日以降の場合は開業の翌月から12月で平均月収を算出します。

単位：万円

令和4年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
10	20	30	20	20	20	—	—	—	—	—	—

対象期間内の任意の月（最低月収）：10万円

$$(22万5千円 - 10万円) \div 22万5千円 \times 100 = 55.55\% \text{減} \quad \text{※給付対象}$$

令和3年8月5日に開業した場合

単位：万円

令和3年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
—	—	—	—	—	—	—	28	20	20	20	30

平均月収：22万5千円

※開業日が2日以降の場合は開業の翌月から12月で平均月収を算出します。

単位：万円

令和4年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
30	30	30	40	30	50	—	—	—	—	—	—

対象期間内の任意の月（最低月収）：30万円

$$(22万5千円 - 30万円) \div 22万5千円 \times 100 = 33.3\% \text{増} \quad \text{※給付対象外}$$